

「成年後見の現状と課題～高齢者も障害者もみんな一緒に生きるために」

認定NPO法人成年後見センターもりおか

理事長 石橋 乙秀

1 はじめに

2 成年後見制度

(1) 判断能力の不十分な成年者を守る（支援する）制度

高齢者、精神障害者、知的障害者を対象

(2) 本人の身上保護と財産管理

(3) 種類（本人の判断能力に応じて3種類）

法定後見 ①後見 ②保佐 ③補助

任意後見 任意後見契約

3 成年後見と私たち

(1) 高齢者（認知症・脳疾患）

① 介護保険

② 施設入所

③ 預貯金の管理

④ 財産の管理

⑤ その他

消費者被害、相続、行政手続等

(2) 知的障害者

① 親亡き後（親の高齢化）

相続、就労、施設、預貯金等財産管理、行政手続等

(3) 精神障害者

① 社会生活の維持

就労、入院、預貯金等財産管理、行政手続等

4 成年後見制度の利用状況

別紙

5 成年後見制度の成立の経緯

(1) 従来民法等の不備

禁治産制度・準禁治産制度

利用されない

(2) 権利侵害 消費者問題、虐待等

(3) 福祉における新しい理念

① 自己決定の尊重

② 共生（ノーマライゼーション）

③ 措置（行政）から契約へ

④ 残存能力の活用

5 後見制度の成立

立法（2000年（平成12年）4月施行）

① 民法の一部改正

介護保険制度と同じ年 介護保険と車の両輪

後見・保佐・補助の3類型

② 任意後見契約に関する法律

③ 後見登記等に関する法律

6 新たな法律

2016年（平成28年）4月 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行

① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

意思決定支援・身上保護も重視

適切な後見人の選任・交替

本人の生活状況も踏まえた診断書

② 権利擁護支援の地域ネットワークづくり

各自治体の基本計画の策定（2021年度まで）

中核機関（センター）設置

普及、相談、申立支援、後見人支援、機関の連携等
不正防止の徹底

7 後見人等の職務

身上保護と財産管理（意思決定支援の重要性）

後見 全面的な身上保護と財産管理

保佐 民法に規定する一定の同意 同意権の拡充及び代理権の付与

補助 同意権及び代理権の付与

8 後見制度の課題

（1）利用されないことの課題

① 必要性を感じない。

② 後見申立・後見人の職務煩雑

申立支援・後見人支援

③ 費用の負担（申立費用と後見人等の報酬）

特に報酬助成

④ 第三者入ると大変

（2）後見人の交替を弾力的に

（3）財産管理に重点が行き過ぎ

身上保護・意思決定支援が重要

福祉機関・家族との協力体制

（4）後見人不足

市民後見人

（5）医療同意と保証人

（6）後見制度のネットワークの構築

9 結び

高齢者も障害者も人として一緒に生きていく社会を目指して

別紙 成年後見制度利用状況

認知症患者 2012年 約462万人（15% 7人に1人）
2015年 約517万人（15.7%）
2025年 約675万人（19.0% 5人に1人）

知的障害者 108万2000人（2016年）

精神障害者 392万4000人（2014年）

利用想定数（2018年末）

全国 5,965,137人

岩手県 71,801人

① 後見人等 224,442人（2019年末） 前年から2.9%増加
対象の3.7%

後見 171,858人（1.3%増加）

保佐 35,884人（8.5%増加）

補助 10,064人（9.1%増加）

任意後見 2,652人（1.6%増加）

岩手県 1,863人 対象の2.6%

② 2019年の後見人等 34,002件

後見25,172件 保佐6,372件 補助1,825件

任意後見633件

内訳

親族 7,779件 21.8%（前年23.2%）

親族以外 27,930件 78.2%（前年76.8%）

専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）

市民後見人 296件 1.1%（前年は320件）

③ 申立人

2019年の申立 35,959件 1.6%減少

子の申立 8,084件 22.7%

市区町村長申立 7,837件 全体の22.03% 1.7%増加
子に次いで多い

岩手県 64件 (申立総数312件)

⑤申立の理由

預貯金の管理 30,404件 40.6%

身上保護 16,357件 21.8%

介護保険契約 7,906件 10.5%

不動産の処分、相続手続、保険金受取、訴訟手続等